

国際航空に関するアンケートの結果

平成 19 年 4 月 20 日
公正取引委員会調整課

1 趣旨・目的

国際航空に関する航空事業者間の協定は、航空法において独占禁止法の適用除外とされており、平成 11 年に独占禁止法の適用除外規定に関する見直しが行われた際、従来から IATA 協定等は、諸外国においても独占禁止法からの適用除外が認められているとの理由から、同制度は維持された。

しかしながら、近年、EU 等において、競争法の適用除外制度を見直すという動きがある。このような状況を踏まえて、国際航空市場における取引の実態や問題点を把握するため、実態調査を行った。

2 アンケート調査

(1) 調査の方法

旅行会社¹及び利用航空運送事業者²(フォワーダー)に対して、平成 19 年 3 月 5 日付けでアンケート調査表を発送し、平成 19 年 3 月 19 日を回答期限としたところ、下表のとおり回答を得ている(平成 19 年 4 月 6 日現在)。

【旅行会社を対象とするアンケート調査】

発送数	回収数	回収率(%)
1,248社	522社	41.8%

【フォワーダーを対象とするアンケート調査】

発送数	回収数	回収率(%)
126社	83社	65.9%

(2) 調査項目

各アンケート調査の主な調査内容は、主に IATA 運賃の利用状況、運賃水準、IATA 協定、IATA 協定に基づかない運賃等、アライアンス及びコードシェアについて。

¹ 社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員1,248社を対象

² 社団法人航空貨物協会(JAFA)正会員126社を対象